

日本学術会議会長の選任について

令和 8 年 10 月 16 日

日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 21 条第 4 項及び日本学術会議法施行規則（令和 8 年内閣府令第 88 号）第 1 条に基づき、会長の選任の理由、法第 21 条第 1 項に規定する要件を会長として選任するために講じた措置の内容、会長として選任された者が法第 21 条第 1 項に規定する要件を満たしていることを示す事項及び会長の選任の過程を公表する。

1. 選任の理由

法第 21 条第 1 項において、会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任することとされている。また、別紙「成立時総会における会長の選任に関する方針」（2026 年 8 月 6 日日本学術会議第 197 回総会決定。以下「会長選任方針」という。）において、会長は、日本学術会議憲章等において示された理念を尊重するとともに、次に掲げる資質も求められるとされている。

- ・学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン
- ・組織マネジメント及びガバナンスに係る能力・経験（学術的機関等の指導的地位における活動実績等）
- ・会員や国民・社会とのコミュニケーション能力

今般、会長として選任された加藤和人会員は、これまで、大阪大学総長補佐として、全学的な研究推進体制の整備、安全保障輸出管理、研究倫理の実装・管理など、理事・事務組織と連携して研究ガバナンスの推進にも携わってきたほか、京都大学人文科学研究所、大学院生命科学研究科、WPI-iCeMS 及び大阪大学 WPI ヒューマン・メタバース疾患研究拠点等で、生命科学・医学と人文・社会科学および市民をつなぐ研究活動と組織運営に従事するなど、分野横断的な研究組織に身を置いていた。更に、国際幹細胞学会（ISSCR）Ethics Committee Vice-Chair（2021～2022 年）、Chair（2022～2025 年）として、異なる国・専門分野の研究者による活動を主導してきた経験も有しており、学術的機関等の指導的地位における活動実績が十分あると考えられる。

また、会長選任に先立ち行われた所信表明において、学術及び学術会議の方向性への明確なビジョンについて、

- ・大きく変化する世界情勢の中で将来を見据えた組織運営と活動の基盤を作ることが重要
- ・学術の独立性と自律性を守り、日本を代表するナショナルアカデミーとして、社会から信頼され、必要とされる組織を作ることが必要
- ・対話、熟議、協働、そして他者から謙虚に学ぶ姿勢を基本に据えたい

と述べていた。

更に、会員や国民・社会とのコミュニケーションについては、

- ・学術会議内においては、三部の違いを尊重すること
- ・学協会、市民社会、政府、産業界とも連携し、提言等の発出後も、対話と協働を続けること
- ・世界のアカデミーとの連携を深め、地球規模の課題や科学技術をめぐる国際的な議論、ルール形成に参画すること

を表明していたところである。

学術会議は、以上の点を評価し、法及び会長選任方針において示された要件を満たす者として、選挙において過半数の得票を得た加藤会員を会長に選任することを決議した。

2. 法第 21 条第 1 項に規定する要件を満たす者を会長として選任するために講じた措置の内容

学術会議では、第 197 回総会において会長選任方針（別紙）を決定した。

会長選任方針においては、「会長に求められる資質」を明記したほか、「会長の選任の方法」として、

- ・会員予定者（法附則第 3 条第 1 項に規定する者。以下同じ。）及び承継会員（法第 11 条第 1 項に規定する者。以下同じ。）に対し、会長の選任に必要な情報共有を行うこと
- ・会員予定者及び承継会員による任意の自薦・他薦を実施すること
- ・第 26 期の幹事会構成員及び分野別委員会委員長（ただし、会員予定者及び承継会員を除く。）からなる会長候補者選考委員会により会長候補者を選出すること
- ・自薦・他薦があった者又は会長候補者選考委員会により選出された会長候補者のうち、会長候補者となることについて承諾した者（以下、これらの者をまとめて「会長候補者」という。）の一覧及び会長候補者の簡潔な業績及び会長としての抱負を会員予定者及び承継会員に送付すること
- ・総会における投票を実施する前に、会長候補者による所信表明を実施すること
- ・総会において、投票により会長を選任すること

を決定した。

学術会議の会長として、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員を選任するための措置として、これら会長選任方針に記載のプロセスをすべて講じた上で、会長の選任を行った。

3. 会長として選任された者が法第 21 条第 1 項に規定する要件を満たしていることを示す事項

加藤会員は、これまで基礎生命科学（生物学）の研究経験を基盤に、ゲノム研究と社会との相互作用、生命科学・医学における ELSI（倫理的・法的・社会的課題）、研究ガバナンス、PPI（患者・市民参画）を研究するなど、基礎生物学の研究から出発し、人文学、医学・生命倫理、公共政策へと研究領域を広げ、自然科学と人文・社会科学を横断する研究を展開してきた。現在は AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）の新しい「社会共創プログラム」により「疾患領域を横断した協働に基づく実践的 PPI プラットフォームの構築」（2025～2030 年）に取り組んでいる。

また、同会員はこれまで、大阪大学総長補佐として、全学的な研究推進体制の整備、安全保障輸出管理、研究倫理の実装・管理など、理事・事務組織と連携して研究ガバナンスを推進にも携わってきたほか、京都大学人文科学研究所、大学院生命科学研究所、WPI-iCeMS 及び大阪大学 WPI ヒューマン・メタバース疾患研究拠点等で、生命科学・医学と人文・社会科学および市民をつなぐ研究活動と組織運営に従事するなど、分野横断的な研究組織に身を置いていた。更に、国際幹細胞学会（ISSCR）Ethics Committee Vice-Chair（2021～2022 年）、Chair（2022～2025 年）として、異なる国・専門分野の研究者による活動を主導してきた経験も有している。

また、学術会議の活動についても、所信表明において「大きく変化する世界情勢の中で将来を見据えた組織運営と活動の基盤を作ることが重要」「学術の独立性と自律性を守り、日本を代表するナショナルアカデミーとして、社会から信頼され、必要とされる組織を作ることが必要」と述べており、会員や国民・社会とのコミュニケーションについても、「対話、熟議、協働、そして他者から謙虚に学ぶ姿勢を基本に据えたい」と述べていたところである。

これらを踏まえ、学術会議として、選挙において過半数の得票を得た加藤会員を会長に選任することを決議した。

4. 選任の過程

(1) 日程

令和8年

8月6日(木)	会長選任方針の決定
8月21日(金)	会長候補者選考委員会の設置
8月26日(水)	会員予定者及び承継会員に関する情報共有
9月1日(火)・2日(水)	承継会員及び会員予定者による自薦・他薦
9月3日(木)	会長候補者選考委員会の開催
9月4日(金)～9日(水)	自薦・他薦で得票した者又は会長候補者選考委員会で選出された者に対する、会長候補者となることの可否に関する意思確認
9月28日(月)	会長候補者の周知
10月1日(木)	成立時総会における会長の選任・決議

(2) 会長候補者

会長候補者は以下のとおり(五十音順)。

磯 博 康	(国立健康危機管理研究機構グローバルヘルス政策研究センター・センター長)
沖 大 幹	(東京大学 大学院工学系研究科 社会基盤学専攻・教授)
加 藤 和 人	(大阪大学名誉教授／ヒューマン・メタバース疾患研究拠点・特任教授)
島 岡 ま な	(大阪大学大学院法学研究科・教授)
関 谷 毅	(大阪大学産業科学研究所・教授)
明 和 政 子	(京都大学大学院教育学研究科・教授)

(3) 成立時総会における会長の選任に当たっての投票結果

総会出席者 197名

【第1回目の投票】

※第1回目の投票は、会長候補者に限らず、全ての会員(総会の開催時における会員をいう)に被選挙権を認めた。

加藤 和人(会長候補者)	77票
磯 博康(会長候補者)	42票
沖 大幹(会長候補者)	42票
明和 政子(会長候補者)	17票

関谷 毅（会長候補者）	9 票
島岡 まな（会長候補者）	7 票
北川 宏	1 票
城山 英明	1 票
白票	0 票
計	196 票

【第 2 回目の投票】

※第 1 回目投票の得票数上位の者から足し上げて、投票総数の過半数の得票数となる者に対して実施

加藤 和人（会長候補者）	92 票
沖 大幹（会長候補者）	58 票
磯 博康（会長候補者）	45 票
白票	1 票
計	197 票

【第 3 回目の投票】

※第 2 回目投票の得票数上位の者から足し上げて、投票総数の過半数の得票数となる者に対して実施

加藤 和人（会長候補者）	117 票
沖 大幹（会長候補者）	76 票
白票	4 票
計	197 票

これらの投票結果を踏まえ、学術会議として加藤和人氏を会長として選任することについて決議した。

以上

2026 年 8 月 6 日
日本学術会議第 197 回総会決定

成立時総会における会長の選任に関する方針

日本学術会議法（令和 7 年法律第 70 号。以下「法」という。）附則第 22 条第 1 項に規定する成立時総会における会長の選任に関する方針を以下のとおり定める。

1. 会長に求められる資質

- 会長は、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、日本学術会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから選任する。
- 会長は、日本学術会議憲章等において示された理念を尊重するとともに、次に掲げる資質も求められる。
 - ・ 学術及び日本学術会議の方向性とその具体化への明確なビジョン
 - ・ 組織マネジメント及びガバナンスに係る能力・経験（学術的機関等の指導的地位における活動実績等）
 - ・ 会員や国民・社会とのコミュニケーション能力

＜参考＞日本学術会議法（抄）

（会長の選任等）

第二十一条 会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任する。

2. 会長の選任の方法

（1）全体の日程等

- 成立時総会における会長の選任に先立ち、次に掲げる方法及び日程により、会長候補者の選考を行う。
 - ・ 自薦・他薦：2026 年 9 月 1 日（火）～9 月 2 日（水）
 - ・ 会長候補者選考委員会委員による投票：9 月 3 日（木）
- 会長の候補者の検討及び会長の選任に必要な情報として、会員予定者（法附則第 3 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）及び承継会員（法附則第 11 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）に関し、それぞれの専門分野、職歴、研究歴、会員としての抱負等を取りまとめ、8 月 26 日（水）を目途に、会員予定者及び承継会員並びに会長候補者選考委員会の委員に送付する。

（２）自薦・他薦

- 会員予定者及び承継会員による任意の自薦・他薦を実施する。
- 受付期間
自薦・他薦の受付期間は、９月１日（火）10:00 から９月２日（水）17:00 までとする。
- 実施方法
 - ・自薦・他薦の推薦者名は無記名とし、１人が推薦できる対象者は１名とする。
 - ・推薦は、原則としてオンライン投票システムを用いることとし、会員予定者及び承継会員から被推薦者を１名選択する方法とする。
 - ・被推薦者の得票の結果は、立会人として会長及び事務局長が確認する。
 - ・得票の結果は、非公表とする。
- 本人の意思確認
９月４日（金）から９月９日（水）までの間に、自薦あるいは他薦において得票した者に、会長候補者となることの可否についての意思確認を実施する。
会長候補者となることを承諾した者は、９月２４日（木）までに事務局宛て、以下の事項について、合計 A4 ２ページ以内で提出する。
 - ①簡潔な業績（記載事項：研究業績、組織運営の経験、国際的な活動等）
 - ②会長としての抱負（1000 字以内、記載事項：自由）

（３）会長候補者選考委員会

- 幹事会附置委員会として会長候補者選考委員会を置き、第 26 期の幹事会構成員及び分野別委員会委員長（ただし、会員予定者及び承継会員を除く。）により会長候補者を選出する。
- 委員構成
会長候補者選考委員会の委員構成は、幹事会構成員（会長、副会長、部長、副部長、幹事）及び分野別委員会委員長とする。なお、会員予定者が指名・公表されるまでの間、委員の個人名は非公表とする。
ただし、委員となるべき者が会員予定者又は承継会員である場合は、委員に就任しないこととし、それぞれ次のとおり対応する。
 - ・副会長：代わりの者は指名しない。
 - ・各部の部長、副部長、幹事：各部から４名が委員となるよう、各部において代わりの者（会員予定者及び承継会員以外の者に限る。）を指名する。
 - ・各分野別委員会委員長：代わりの者（会員予定者及び承継会員以外の者に限る。）を所属の分野別委員会から指名する。なお、やむを得ない事情によ

り各分野別委員会に所属する委員の全員が対応できない場合は、事前投票を認める。

- 会長候補者選考委員会は、次のとおり開催する。
 - ・日時：9月3日(木)13:30 から
 - ・開催方法：対面・オンライン併用
- 委員会における選考の流れ
 - ①各委員は、最大3名に投票する。この投票は、無記名による。
各委員の投票に当たって、会員予定者と承継会員のバランス、ジェンダーバランスの観点に留意する（なお、部のバランスは考慮しない）。
 - ②得票数上位10名までを会長候補者となるべき者として選出する。なお、得票数が同じ者がいる場合は、10名を超えることも可とする。
- 委員会における投票の方法等
 - ・投票は、出席方法を問わず、原則としてオンライン投票システムを用いる。ただし、オンライン投票システムを利用できない場合は、紙等による投票の措置を講ずる。
 - ・投票は、会員予定者及び承継会員から0名～3名を選択する方法とする。
 - ・会長及び事務局長を委員会における投票の立会人とする。なお、会長は、委員会において投票しない。
 - ・会長候補者選考委員会における投票の結果は、非公表とする。
- 本人の意思確認

9月4日（金）から9月9日（水）までの間に、会長候補者選考委員会で選出された者に、会長候補者となることの可否についての意思確認を実施する。

会長候補者となることを承諾した者は、9月24日（木）までに事務局宛て、以下の事項について、合計A42ページ以内で提出する。

 - ①簡潔な業績（記載事項：研究業績、組織運営の経験、国際的な活動等）
 - ②会長としての抱負（1000字以内、記載事項：自由）

（４）会長候補者の周知

- 会長候補者選考委員会において選出された者及び自薦・他薦があった者のうち会長候補者となることについて承諾した者（以下、これらの者をまとめて「会長候補者」という。）の一覧並びに簡潔な業績及び会長としての抱負を会員予定者及び承継会員に送付する。
この際、各会長候補者が会長候補者選考委員会又は自薦・他薦のどの区分に該当するかについては明らかにしない。

（５）総会における会長の選任

- 総会における会長の選任において、会長候補者に限らず、全ての会員（総会の開催時における会員をいう。以下同じ。）に被選挙権を認める。

○ 所信表明

総会における投票を実施する前に、会長候補者による所信表明を次のとおり実施する。

- ・時間配分は1人3分以内厳守とする。
- ・録画による対応は認めない。
- ・所信表明の順番については、まずくじ引きの順番を決めるくじ引きを行い、その順番に従って、所信表明の順番を決めるくじ引きを行う。

○ 総会における会長の選任の流れ

- ①総会における投票の結果、過半数を得た者を会長とする。ただし、過半数を得た者が会長候補者以外の者である場合で、その者が会長となる意思を有さないとき又は本人の意思を確認できないときは、その者を会長とせず、再度、1回目の投票として、全会員を被選挙権者とした投票を行う。
- ②総会における1回目及び2回目の投票において、投票の結果、過半数を得た者がいないときは、得票数上位の者から足し上げて、投票総数の過半数の得票数となる者までについて、会長となることの可否に係る本人の意思を確認の上、次の投票の対象とする。ただし、会長候補者については、事前に意思確認済みであることから確認を行わない。
- ③3回目の投票において、過半数を得た者がいないときは、当該投票における上位2位の得票者について決選投票を行い、多数を得た者を会長とする。
- ④会長を定めるに当たり、得票数が同じときは、抽選とする。

○ 総会における投票の方法等

- ・投票は、出席方法を問わず、原則としてオンライン投票システムを用いる。ただし、オンライン投票システムが利用できない場合等に備え、紙等による投票の措置を講ずる。
- ・投票は、会員から1名を選択する方法とし、白票の選択肢も設ける。
- ・オンライン投票システム上、会長候補者の選択肢を上位に表示する等の方法により、会長候補者を明確にする。
- ・出席した会員の年長者（会長候補者以外の者に限る。）及び事務局長相当者を総会における投票の立会人とする。
- ・投票毎に行う次の投票の対象者の発表は五十音順とし、投票の過程においては、開票毎に得票数を示さない。なお、最終的には総会中の全ての投票の得票数を公表する。

（6）その他

- 本方針に定めるもののほか、各提出書類の様式等、成立時総会における会長の選任に関し必要な事項は、透明性の確保に十分留意の上、幹事会が決定する。

(参考) 会長候補者選考の流れ

～ 7 月

法人化準備委員会・幹事会において会長候補者の選考方針案の検討・作成

8 月 6 ～ 7 日 臨時総会

会長候補者の選考方針決定

【会長候補者選考委員会】

8 月上旬～

会長候補者選考委員会の立ち上げ
(委員構成：幹事会構成員、分野別委員会委員長)

(8 月中下旬 会員予定者の指名・公表)

8 月 26 日頃 承継会員・会員予定者に関する情報共有

9 月 3 日 (予定)

会長候補者選考委員会開催
(対面・オンライン併用、投票は全員オンラインシステム利用)

※オンライン出席者の通信不具合等対応不可の可能性あり

・ 投票 (各委員最大 3 名) により
10 名 (+ α) の会長候補者を選考

9 月 4 日～ 9 月 9 日

本人の意思確認
(抱負等の提出を依頼)

【自薦・他薦】

9 月 1 日～ 9 月 2 日 (予定)

承継会員・会員予定者からの自薦・他薦の受付

・ 1 人 1 票の投票権を有する

※自薦か他薦かの区別はシステム上不可能

9 月 4 日～ 9 月 9 日

得票した者について本人の意思確認

(抱負等の提出を依頼)

9 月 24 日頃 (総会開催 1 週間前)

抱負等の提出 $\times$ 切

9 月末頃 (総会開催数日前)

委員会選出者、自薦・他薦者全員のリスト及び抱負等を
承継会員・会員予定者に送付

10 月 1 日 成立時総会

委員会選出者、自薦・他薦者による所信表明 (3 分以内) を実施した上で、それ以外の会員も投票対象として、投票により会長を選任